

第3期 宇佐市子ども・子育て支援事業計画 概要版



1. 計画策定の趣旨

次代を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てのために地域社会をはじめ社会全体で支援する取り組みを推進するため、「宇佐市子ども・子育て支援事業計画」が策定されてから10年が経ちました。

国においては、待機児童問題の解消や、幼児教育・保育の無償化など子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできましたが、少子化は依然として進行しております。

このような中、こども家庭庁が発足され、同時にこども施策を総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されたところです。また、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども大綱」が策定され、今後進める具体的な施策について、継続的に取り組んでいく事としています。

宇佐市（以下「本市」という。）においても国、県の政策動向や社会情勢・本市の現状を踏まえ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進するため「第3期宇佐市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本事業計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。この計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、本市の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援の計画として策定します。

(2) 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される考えや取り組みを踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく計画と位置づけます。

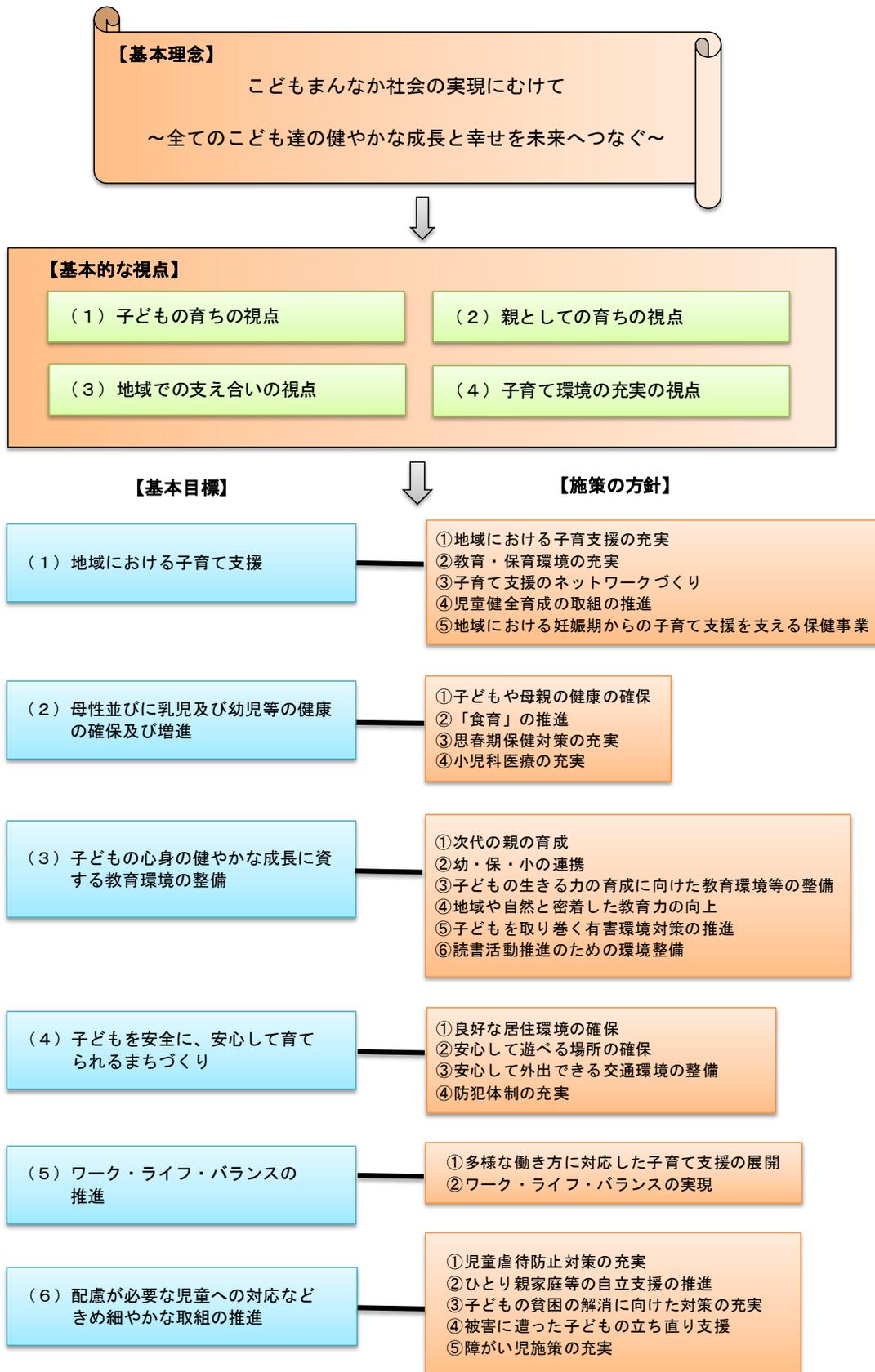
(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置づけます。

(4) 「宇佐市総合計画」、「宇佐市地域福祉計画」や「県子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4. 施策の体系



5. 教育・保育の量の見込みと確保方策

第3期計画期間における「教育・保育の量の見込みと確保方策」についての考え方は次の通りです。

教育・保育の量の見込みについては、ニーズ調査による推計値とします。

教育・保育の量の確保方策については、保育所等の定員の集計値とします。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
人口推計	3～5歳	919	878	871	817	791	
	2歳	279	270	259	253	246	
	1歳	266	255	249	242	232	
	0歳	246	240	233	223	217	
	合 計	1,710	1,643	1,612	1,535	1,486	
量の見込み ①	1号	3～5歳	77	75	73	68	66
	2号	3～5歳	796	766	754	701	674
	3号	2歳	195	179	173	168	164
		1歳	182	177	172	167	163
		0歳	169	165	159	155	152
	合 計	1419	1362	1331	1259	1219	
確保方策 ②	1号	3～5歳	236	236	236	221	221
	2号	3～5歳	960	954	949	952	947
	3号	2歳	290	288	286	284	282
		1歳	266	265	263	263	261
		0歳	182	181	180	179	178
	合 計	1934	1924	1914	1899	1889	
過不足 ②-①	1号	3～5歳	159	161	163	153	155
	2号	3～5歳	164	188	195	251	273
	3号	2歳	95	109	113	116	118
		1歳	84	88	91	96	98
		0歳	13	16	21	24	26
	合 計	515	562	583	640	670	

6. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

第3期計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策について、次の通りです。

確保方策								
事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	事業内容	
1 利用者支援事業	箇所	2	2	4	4	4	子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。実施にあたっては、庁内各所属に分散する子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、体制整備を図る事業です。	
2 地域子育て支援拠点事業	人	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することで、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業です。	
3 妊婦健康診査事業	人回	3,444	3,360	3,262	3,122	3,038	医療機関及び助産所において、妊婦健康診査受診票（14回）を使用し、健診受診票に記載された項目を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげるための事業です。	
4 乳児家庭全戸訪問事業	人	246	240	233	223	217	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスができるよう関係機関との連携を図る事業です。	
5	①養育支援訪問事業	人	164	162	164	161	160	乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援が必要であると判断される家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言等を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図る事業です。
	②子育て世帯訪問支援事業	世帯	0	10	10	10	10	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
	③児童育成支援拠点事業	人	0	0	20	20	20	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
	④親子関係形成支援事業	世帯	0	0	5	5	5	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

確保方策								
事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	事業内容	
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人	75	89	102	117	135	保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設や里親等で短期的に預かる事業です。
	子育て短期支援事業 (トワイライト)	人	59	70	83	95	110	
7	ファミリー・サポート・センター事業	人	356	356	356	356	356	保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（おねがい会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（まかせて会員）を紹介する事業です。
8	一時預かり事業 (①一般型)	人	25,022	25,022	25,022	25,022	25,022	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かる事業です。
	一時預かり事業 (②幼稚園型)	人	59,040	59,040	59,040	59,040	59,040	
9	延長保育事業	人	420	420	420	420	420	保護者の就労状況等により、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。
10	病児・病後児保育事業	人	3,258	4,437	4,437	4,437	4,437	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育するための事業です。
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人/月	1,146	1,146	1,146	1,146	1,146	保護者が就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。
12	妊婦等包括相談支援事業	人	738	720	699	669	651	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ事業です。
13	乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度)	人/月	0	9	9	9	9	0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労等の有無に関係なく、保育所等を利用できる制度です。
14	産後ケア事業	人	137	134	130	124	121	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。